

○松江市建設工事に関する契約事務処理要領

平成17年3月31日

松江市訓令第23号

改正 平成18年9月29日訓令第8号

平成19年3月30日訓令第1号

平成22年9月30日訓令第8号

平成24年5月7日訓令第10号

平成25年8月27日訓令第12号

平成26年3月20日訓令第2号

平成27年3月24日訓令第2号

平成28年3月25日訓令第5号

令和2年3月31日訓令第4号

令和6年5月17日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この要領は、松江市建設工事に関する契約規則（平成17年松江市規則第59号。以下「契約規則」という。）に基づく契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札の執行)

第2条 入札を執行したときは、入札調書（様式第1号）を作成する。

(入札執行の取りやめ)

第3条 入札の執行を取りやめたときは、その理由及び取りやめることに至った経過を記録し、当該入札執行に付した関係書類と共に保管する。

(再度入札の回数)

第4条 再度入札の回数は、2回以内を原則とする。

(建設工事請負契約約款の取扱い)

第5条 建設工事請負契約約款は、松江市建設工事請負契約書の書式（平成23年松江市告示第73号）に規定する松江市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）を使用する。

2 請負契約の締結に際し約定条項を加えるとき、又は締結後に約定条項の変更を必要とする場合は、建設工事請負契約約款の変更契約書（様式第2号）を作成する。

（建設工事請負契約書の印紙の取扱い）

第6条 請負契約書の印紙は、次により取り扱う。

- (1) 受注者が保有する契約書は、松江市が作成したものとみなして印紙を貼付しない。
- (2) 松江市が保有する契約書は、受注者が作成したものとみなして印紙を貼付する。

（工事の着手届等）

第7条 工事に着手したときは工事着手届（様式第3号）を、工事が完成したときは工事^も竣工届（様式第4号）を、工事の延期を必要とするときは工期延期願（様式第5号）を受注者において作成し提出する。

（前金払等）

第8条 受注者が前金払取扱基準（別表第1）又は中間前金払取扱基準（別表第2）を満たす前金払又は中間前払金を請求するときは、請求書に請負契約書の契約内容を記入した書面及びその保証契約を締結した保証証書を添付するものとする。

2 前項の受注者は、保証証書の添付に代えて、保証証書を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該受注者は、保証証書を添付したものとみなす。

- 3 受注者が部分払取扱基準（別表第3）を満たす部分払又は部分引渡しに係る請負代金を請求するときは、請求書に前回までの受領書、今回の請求回数及び出来形率を記入した出来高内訳書（様式第6号）を添付するものとする。

（予算執行）

第9条 工事の予算執行は、予算執行伺書（様式第7号）に図面及び設計書を添えて起案する。

- 2 予算執行伺書は、請負対象額が130万円未満の場合においては、これを省略することができる。

（契約保証金に関する事務処理）

第10条 契約保証金を納付する必要のない工事は、請負対象額が10,000,000円未満の建設工事とする。

- 2 第5条第2項に規定する変更契約を行った場合には、契約保証金が100分の10以上を保つように納付させる。
- 3 第5条第2項に規定する変更契約を行った場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。
- 4 契約規則第38条に規定する違約金は、契約保証金をもって充てる。
- 5 工事完成後の契約保証金の返還及び債務不履行が発生した場合の手続については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成18年9月29日松江市訓令第8号）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日松江市訓令第1号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、収入役がなお従前の例により在職する間においては、この訓令第7条の規定による改正後の松江市建設工事に関する契約事務処理要領様式第8号の規定は適用せず、この訓令第7条の規定による改正前の松江市建設工事に関する契約事務処理要領様式第8号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、この訓令第7条の規定による改正前の松江市建設工事に関する契約事務処理要領様式第8号の規定中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則（平成22年9月30日松江市訓令第8号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年5月7日松江市訓令第10号）

この訓令は、平成24年5月7日から施行する。

附 則（平成25年8月27日松江市訓令第12号）

この訓令は、平成25年8月27日から施行する。

附 則（平成26年3月20日松江市訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日松江市訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日松江市訓令第5号）

この訓令中第1条の規定は平成28年3月25日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日松江市訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月17日松江市訓令第5号）

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

前金払取扱基準表

(1) 建設工事関係

請負代金額の範囲	1,300,000円以上
前金払の範囲	請負代金額の40/100以内
摘要	前金払を支払う額は、10,000円未満の端数を除く。

(2) 業務委託関係

設計、調査又は測量の業務委託料の範囲	500,000円以上50,000,000円以内	50,000,000円を超える
前金払の範囲	業務委託料の30/100以内	15,000,000円と、業務委託料のうち50,000,000円を超える部分に20/100を乗じて得た額の合計額以内
摘要	前金払を支払う額は、10,000円未満の端数を除く。	

別表第2（第8条関係）

中間前金払取扱基準表

請負代金額の範囲	5,000,000円以上
----------	--------------

困	
中間前金払の範囲	請負代金額の2/10以内
困	
摘要	中間前金払を支払う額は、10,000円未満の端数を除く。

別表第3（第8条関係）

部分払取扱基準表

部分払の適用	<p>1 部分払の率は9/10以内とし、工期中月1回とする。</p> <p>2 工期が1年を超えるものは、当該工期、各年度の支払限度額を考慮して部分払の回数を加えることができる。</p> <p>3 部分払の対象にない工事においても、港湾工事等部分払を必要とするときは、その内容に応じて定める。</p>	
	請負代金額の範囲	部分払の回数
	5,000,000円以上20,000,000円未満	1回以内
	20,000,000円以上50,000,000円未満	1回以内
	50,000,000円以上500,000,000円未満	2回以内
	500,000,000円以上	3回以内
摘要	部分払を支払う額は、10,000円未満の端数を除く。	

様式第1号(第2条関係)

市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員

入札調書

契約番号	
工事名	
工事場所	
入札日時	
入札場所	
入札執行担当者	
入札事務担当者	
設計(見積)金額 [税抜]	
予定価格 [税抜]	
最低制限価格 [税抜]	
調査基準価格 [税抜]	
決定金額 [税抜]	
落札者	
備考	

様式第2号(第5条関係)

建設工事請負契約約款の変更契約書

印紙

1 工事名

2 工事場所

3 契約年月日 年 月 日

上記の建設工事請負契約約款について、下記のとおり条項を 変更 追加 する。

記

(〇〇〇)
第〇条の〇
本文

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所
氏名 印

受注者 住所
氏名 印

様式第3号(第7条関係)

工 事 着 手 届

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請 負 代 金 額

4 工 事 着 手 年 月 日

5 工事竣工予定年月日

上記のとおり着手しましたのでお届けします。

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
受注者 氏 名



様式第4号(第7条関係)

工 事 竣 工 届

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 請 負 代 金 額
- 4 工 事 着 手 年 月 日
- 5 工 事 竣 工 年 月 日
- 6 実 竣 工 年 月 日

上記のとおり竣工しましたのでお届けします。

年 月 日

(あて先)松江市長

受注者 住 所
氏 名



様式第5号(第7条関係)

工 期 延 期 願

下記の工事について、下記の理由により工期延期を許可くださるようお願いします。

年 月 日

(あて先)松江市長

受注者 住所
氏名



記

工 事 名		道 川 港 施 設 名		
工 事 場 所		請負代金額	円	
工 期	契 約	年 月 日	着 手	年 月 日
	契 約 上 の 竣 工 期 日	年 月 日	契 約 上 の 工 期	日間
	延 期 し た い 竣 工 期 日	年 月 日	延 期 し た い 工 期	日間延期
変 更 理 由				

(注) 変更理由が天候による場合は、天気図、雨量表等詳細な資料を添付すること。

様式第 6 号 (第 8 条関係)

出 来 高 内 訳 書

年 月 日現在	受領金内訳	担当者印	
1 第 回 出来高 2 精 算 払 (いずれか 1 つを○で囲む。)	回 数		金額
	前 払 金		円
	中間前払金		
	第 回		
	第 回		
	精 算 額		
	計(請負額)		

(注) 精算払のときは、出来高内訳書のみ記入する。

部分払金額計算書

工事名		受注者 氏 名		
摘 要			前払分 (第 回)	今回分 (第 回)
a	設 計 額		円	円
b	出 来 形 設 計 額			
c (b/a)	出 来 形 歩 合 %(累計)			
d	請 負 代 金 額			
e	前 払 金			
f (d×c)	出来形歩合に対する算定金額			
g	部 分 払 率			
h (g×f)	総 部 分 払 限 度 額			
i	前 回 までの部分払済額			
j (h-i)	部 分 払 限 度 額			
今回の支払額				
請求年月日			年 月 日	年 月 日

- a 設計額は請負対象額とする。
- c 出来形歩合 = (出来形設計額 / 設計額) × 100 とし、小数点以下は切り捨てる。
- g 部分払率は次の率とする。ただし、部分引渡しにあつては「9/10」を「1」とする。
 部分払率 = 9 / 10 - (前払金額 / 請負代金額)
 小数点以下 2 位に止め、3 位以下を切り捨てる。
- 部分払いにおける h 総部分払限度額と j 部分払限度額は 1 万円未満を切り捨てる。
 部分引渡しについては端数処理を行わない。

様式第7号(第9条関係)
 予算執行伺書

(工事)

伝票番号

年度	会 計				所 属					伝票番号	
市 長	副市長	副市長	教育長	部 長	次長・支所長	課 長	課長補佐	係長	係		
合 議 欄	部長	次長	()	()	課長		課長補佐	係長	係		
	部長	次長	()	()	課長		課長補佐	係長	係		
予算区分 款 項 目 細目 細々目 節 細節 細々節						起 票 日	年	月	日		
						決 裁 日	年	月	日		
						決 裁 区 分					
						契 約 方 法	自治法施行令第167条の2-1・2・3・4・5・6・7・8・9				
						予 算 現 額					
執 行 伺 額						円					
予 算 残 額						円					
億 万 円											
金額											
消費税等 円											
件 名 等	件 名										
	契約期間 から まで または 日間										
	工事場所										
備 考											
出 納 機 関					分類番号			保存年限	廃棄年度	公 印	
会計管理者	出納室長	審査係長	出納係長	係	大	中	小				

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）